

Q498. 労組法 17 条の「常時使用される」労働者とは、どのような労働者のことをいいますか。

労組法 17 条の「常時使用される」労働者とは、常時使用されているということが客観的に判断しうる状態にある労働者をいい、臨時工等の有期契約労働者であっても、契約が反復更新されて常時使用されているということが客観的に判断しうる状態にあるときは「常時使用される」労働者に該当するものと考えられています(昭和 24 年 5 月 28 日労取 2829 号参照)。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎